

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		児童手当の額
根拠法令及び条項		児童手当法第6条
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	3歳未満 第1子及び第2子 月額15,000円 第3子以降 月額30,000円 3歳以上18歳到達後の最初の年度末 第1子及び第2子 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和6年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	約1か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)